

南ハクツンバン裁判事件番号九号石橋伸三郎に對すテ并論要旨
佐田千春准氏からの借用資料「複写」(15枚)

昭三・一〇・九 完

被告入

A

并論要旨

裁判長殿並陪席判事諸公

被告人のため親切丁寧な御

審理をなされたことに対し深厚なる感念

謝の意を表す。既に事案の真相を

把握して戴いたこと、信ずるから、私

敢て并論をす必要かないと考へる

が、只今検査官殿の御論を拜聴

り、多少意見は異なるので、簡明

に所見の一端を同陳し、一々在否を

御判決を賜はり度いと思ふ。

(一) 先が才一作被控人作は婦女、

するにあり、婦女に、妻貞と並判

可なりと言ふ確證たる目的は与ふ
つたと思へられるのである。

2. 尼指が先に申上りた様な事情
に、陸軍新隊の命令により、隊
史所が何等かあるに拘らず、純に世
法する者か我々のつたのて、致方取
く、劇的安撫の世法を下る位に
考へ引受けたのが、遂に終に耐心
史所を至るするに至つたもので
ある。

するに至つたものがある。

ん
(1)

従つて石橋の方針は、単に賣淫せんとする婦人に家屋その他の設備を提供する位の考しかなく、勿論利益を得ようなどと云は全然無かつたのである。

故に

1. (a) 慰安婦に対して賣淫を強制する。

それとはせず、家屋の提供は

慰安婦の自由意思に委ねである。

その為石橋の主張してゐる慰安所

所の女は売淫を選択して自分分の儲

金等は取らぬと言つて抵辯

出来る程である。然し石橋は

頭で女に注意はしたか、嫌な家

を取つてを強制したか、

2 (b)

慰安所の設備は、パキスタン等にはB.P.M.の宿舍を其儘使用し

乙居たので周田に揃へる何もなかつたが、一九四二年十月頃当地の尉官兵所委員會から「クランササン」に移転を命ぜらる同地に移転して後、その敷地の一方が交通頻繁な道路に面してゐるため、道路から内部が容易に見えるので、風紀維持上、道路から内部が見えないう様に塙を作れと命ぜられた故に道路に面した部分に塙を作つたが他の三方は塙がなかつたので自由に入来出来た。

勿論女と一室に閉込めて置く様なことはなかつた。

(c) 慰安婦の外米は陸軍部隊と時々は自由であつたが、海軍部隊と居つてから、慰安所委員會が改め

ら水、該地を公領から國記の維持に
役所の傳染を防止する見地から
地には^{つた}全尉へ安所に対し毎月八

と二十日の二日を公休日と定め、
休日以外の外出は禁止とされ、
は石橋の意思では何うするこ
の出来ない事柄である。進して
橋は物人達の立場を考慮して

その禁止を中心実には実約はし
つた。公休日以外でも買物の
父母兄弟に面會する為めは
加減は外考させてる。



(2) 慰安の趣を廢め度いと言ふ
して付自由は廢めさせたる

5
(c)

女産の爲めには去る丈什便宜を
計つてやつた。慰安所に来た時
令員國であつた女達は衣類や指
環宝石類を江山買入靴内餘社の
ある者は鮮金とする位富んで来た。
その著る石橋の慰安所は他よりル故
達に対し待遇が良いと云ふ評
判が高く、自らマントルを袖口で
石橋の所の慰安所にはなることを希
望する者が多くあつた。
財産を貯えた女達は次第に産
めて御室に取つたが、ラフタン及
フミールは相老貯財したりで産め
る程勧告したか最後迄産め
やうとしなかつた。

(d) 又、スラバヤから運水て来た女

遠く対しは皆当に比列する後
安物に在るか或は若くは
と可なりたか、全部
安物と
あることと希望した、
体格が小さい女が
愛しいと思ふは、
かせと慰む安物
は、

とし取柄の事か 日本では自由売

淫は社會の風紀を害し且要質な

性病を蔓延せしめるから之を防ぐ為

めに數百年來公認の売淫制、及別

り賣淫を禁ずるが許可し、この許

可のない女の賣淫を禁止し、売淫

を許可した女は一定の場所に住ま

せ定期的に身体検査をせしむる

制度あるときは、病毒のなくなる

迄は買淫を禁止する制度を採つ

て来た、東京の吉原、京都の島

原はその代表的なものである

従つて日本の倫理観からは

正名とせしめたる為、売淫の如く教

育程度の低い者には当地で慰安

所を又以て考へることが強制売淫に
なると考へることの是非は如何に無
か否かと問はれる

之等のことを考へると、五權の

女産に売淫を強制すると言ふ

利を以て目的として婦女を賣淫集

しむるの考へることが十分理解し

て裁けると思ふ

と言ふ子に思ひて其の事には其子止さるべし
の事
 居たなり之に及したる女達に對
 しては口頭では言ふと教團法言ふし
 左に拘らず尚返及したる場合に懲
 戒の立負給て改行したと申します
 加之は土質淫の強利には存らない
 と信ずる。

唯証人達の中には石橋に売淫を
 強利とせられたる借述して居るが如何
 に致し面皮な女ども、又神聖な裁判
 官に對しては、自分が自由に売淫し
 て居たとはいふ得ない又之れを言はせ
 めんとするのは無理かと考へらるる
 から此の点特に御明断を仰ぎ度い
 のである。

別し乍ら「バト」アソビから女達を
 連れ去る事なると及「ア」スルヤシから女
 達を連れ去る事なるとは「リ」エテ「ガ」方
 に邊境のあつたことは御座る事
 ない。

仰しと云致す事を御座る事なるとは

(a) 義士は女達に對しては非常な

親切にしてゐると

前一九二一年の月日海軍省から「リ」
 エル「ア」ソビの運用する程指す事あり
 之と「ア」ソビ「リ」エテ「ガ」方と
 邊境に相違したと云ふ事女達は「リ」
 エル「ア」ソビの運用することを懸念し
 何かつた程の
 後「ア」ソビの
 運用に注意し

Promissions
1945 - April

抑えらるゝたつたは、海軍・部隊に於て
 頼して、特に海軍の舟艇により對岸
 に疎圍せしめた、其の後戦況上同一の
 動を取れなくならず、食糧を奪取する
 け多く與之且金一万兩を賜^{女達に}之を流し
 困らぬ方途を樹ててやつた。容れ流
 淫を且敢重に株止^{てみ}し日本占領下は
 於ては賣淫しなけりは生活し得ない
 婦人の爲めには石橋は強に援助者であ
 ったと言へる。

(1) 慰安所の女子により、一面一般の婦
 女子の被害を防止し得た、動争の末
 は卑人々や財を奪ふの計たら
 ず、道徳上凡ゆる害をなす虞を
 殊に婦女子に對する暴行は甚しく
 私に日本降服當時^南輕解に居たか、

北鮮から(隨)送して来る日本人及朝鮮人からその極な被害を聞き戦慄したのであるか、軍紀一旦公な日本軍隊と雖も、若し慰安所加なかつたならは、当地の^{一般の}婦女子に対し同様な暴行を加えたのではないかと考へると石橋の慰安所に至るも、一面女子に伴ふ害悪の防止に貢献して居ると言ひ得る

(c) 石橋が捕虜となり戦犯容疑者収容所に收容されて二年間、精神的肉体的に官刑以上の痛苦し味を味ひ来加之考査のため最近健康を害してあること、

(d) 日本には尚御老母が彼の妻及十九才の子供と共に彼の帰還を待ち

他びてゐること。

(4) 彼体既に日本人の平均生存年数
 五十年を過ぎること四年、今後彼
 の一年は廿年の五年乃至十年に相
 当すべく、壮年に対すると同じ標
 準で量刑せらるゝならば、恐らく
 刑の執行を終らず、刑務所内で死
 之するに至り、即ち無期懲役と宣
 告せらるゝと同一の結果を招来す
 るにありうること。

其の他石橋並日本人全部が悔悟
 し世界平和の礎石となるべき
 正しい決意をもち居ること等諸般の
 事情を仰収り察し賜はり

一 以是明公正な裁判長殿並陪席
 判事諸公に於て水て河卒以て事ゆは
 在米種より事情より御斟酌すべし此の餘
 命幾許もなき老人に對し、無事刑の
 執行を終えて、一度は妻の許に帰り
 得る機会に恵まれることの出来る
 妥當にして御寛大なる御判決を賜
 る様懇願して私の務き弁論を終り
 ます。